

令和 7 年度補正予算人材育成推進事業費補助金
(高等専修学校における D X 人材育成事業) 実施要領

(通則)

人材育成推進事業費補助金(高等専修学校における D X 人材育成事業)の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

本補助金は、環境整備支援事業及び運用支援事業を行う者に対して補助を行う。環境整備支援事業は、令和 7 年 1 月 28 日付け文部科学大臣決定人材育成推進事業費補助金(高等専修学校における D X 人材育成事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第 2 条に定める交付の目的を達成するために必要な環境を整備し、必要な取組みを行うための支援であり、運用支援事業は、既に環境整備を行った者が継続的に必要な取組みを行うための支援である。

1. 補助事業者

公立及び私立の高等専修学校の設置者とする。ただし、私立の設置者にあつては、高等課程を設置する学校法人及び準学校法人に限るものとする。

なお、申請時点で廃校が決定している学校又は学校運営や教育活動において法令違反や不適切な実態がある学校は補助対象外とする。

2. 要件

交付要綱第 2 条に基づき、補助事業者が補助対象期間内に以下の要件を満たすこと。

なお、情報、情報Ⅱ、数学、理科、理数、専門教科(理数系の要素を含むもの)及び総合的な探求の時間とは、高等学校学習指導要領において定めている科目を指す。

I. 運用支援事業(継続申請)

本補助金による支援を受けたことがあり、初年度の事業申請時における要件である以下の(1)から(3)について、事業計画又は交付要綱第 8 条に基づく変更後の事業計画どおりに事業が進捗していること及び今後も実施の見込みがあること。

- (1) 情報Ⅱに相当する教科・科目(以下「情報Ⅱ相当科目等」という。)(※1)を令和 7 年度においてすでに開設(※2)していること。また、遅くとも令和 9 年度までに受講生徒数の割合を全体の 2 割以上とすることを目指すこと。
- (2) 情報Ⅱ相当科目等の開設に向けた具体的な検討を遅くとも令和 7 年度中に開始し、授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備等を進めること。その際、遅くとも令和 9 年度までに開設するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の 2 割以上とすることを目指すこと。
- (3) デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、情報、数学、理科、理数、専門教科(情報・理数系の要素を含むもの)及び総合的な探求の時間に相当する科目等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図るため、年間を通した教育活動が行われること。また、事業終了後に同等の教育活動が中期的に行われる計画があること。

II. 環境整備支援事業(新規申請)

次の(1)から(3)のうちいずれかを満たし、かつ(4)を満たすこと

- (1) 情報Ⅱ相当科目等(※1)を令和 8 年度においてすでに開設(※2)していること。また、遅くとも令和 10 年度までに受講生徒数の割合を全体の 2 割以上とすることを目指すこと。
- (2) 情報Ⅱ相当科目等の開設に向けた具体的な検討を遅くとも令和 8 年度中に開始し、授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備等を進めること。その際、遅くとも令和 10 年度までに開設するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の 2 割以上とすることを目指すこと。
- (3) デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、情報、数学、理科、理数、専門教科(情報・理数系の要素を含むもの)及び総合的な探求の時間に相当する科目等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図るため、年間を通した教育活動が行われること。また、事業終了後に同等の教育活動が中期的に

行われる計画があること。

(4) 本事業または本事業に類似する事業による支援を受けたことがないこと。

(※1) 情報Ⅱ相当科目等とは、以下に相当する教科・科目をいう。

- ・情報Ⅱ又は数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な教科・科目

若しくは総合的な探究の時間に相当する教科・科目

- ・情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目

(※2) 開設には、以下の内容を含む。

- ・情報Ⅱに相当する内容を含む大学、専門学校その他の教育施設等における学修を高等専修学校における科目の履修とみなし単位認定を行うこと。

- ・職業系の教科・科目については、既存の教科・科目に情報Ⅱ相当科目等の内容を新たに含むことにより指導内容を充実させること。

- ・他校からの遠隔授業を受信するケースを含む。

3. 採択基準等

別に定める人材育成推進事業費補助金（高等専修学校におけるDX人材育成事業）採択基準のとおりとする。

4. 申請方法及び採択方法

(1) 申請方法

補助事業者は、交付の目的、要件、採択基準等を踏まえ、高等専修学校ごとの事業計画書を作成の上、交付要綱第4条に基づき申請することとする。

補助事業者が私立の高等専修学校の場合は都道府県が、公立の高等専修学校の場合は都道府県教育委員会が、所管する高等専修学校の事業計画書1～3を取りまとめの上、交付要綱第4条に基づき交付申請書（様式第1）及び交付申請額一覧（様式第2）を文部科学大臣に提出する。

文部科学大臣は、提出された交付申請書等について、以下（2）採択方法に基づいて採択校を決定し、交付要綱第5条に基づき補助事業者に対して交付決定の通知を行う。

(2) 採択方法

I. 運用支援事業（継続申請）

文部科学省は、有識者による協力を得ながら交付申請書等を確認の上、申請要件を満たす学校のうち、令和7年度取組実績、令和8年度取組計画を踏まえ予算の範囲内で採択校として決定する。ただし、予算に関わらず令和7年度取組実績の状況によっては不採択となることに留意すること。

II. 環境整備支援事業（新規申請）

文部科学省は、有識者による協力を得ながら交付申請書等を確認の上、採択基準に基づく得点上位の学校から順に予算の範囲内で採択校として決定する。

5. 補助率の圧縮について

交付希望状況によっては、一律の圧縮率を乗じた額を交付額とすることがあることに留意すること。

例：補助対象経費900万円の事業を申請し、90%への圧縮が発生した場合

$9,000,000 \times 0.9 = 8,100,000$ （円）

交付額は810万円となり、差額の90万円は補助事業者の負担となる。

6. 取組状況報告

文部科学省は補助事業者に対し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、補助対象事業の取組に関し、交付要綱第11条で定める事業実施状況報告書（様式第11）の提出を求め、公表することができる。

7. 事業成果の積極的公開

本事業に採択された補助事業者は、補助期間中及び終了後に、文部科学省及び各事業者のホームページ等を活用し、事業の内容、経過、成果等を社会に対して積極的に情報公開することにより、高等専修学校におけるデジタル等成長分野やDX化を支える人材育成の強化に協力すること。

8. その他

- (1) 他の補助金や委託事業と重複して同一の経費について、補助対象とすることはできないため留意すること。
- (2) 提出書類に著しい形式的な不備や重大な誤り、記載漏れ等があった場合は交付対象外とする。
- (3) その他補助金の取扱いに関して必要な事項については必要に応じて別に通知する。